

葛城市立学校 新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン (令和3年9月7日改訂)

令和3年9月7日
葛城市教育委員会

葛城市立学校では、以下のことを原則として、校内での感染症対策に万全を期すようにいたします。

なお、本ガイドラインは、令和2年6月1日に、文部科学省が示した『新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン』（令和2年3月24日）、『教育活動の再開等に関するQ&A』、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』（令和2年5月22日）等に基づき、葛城市教育委員会が学校医、学校薬剤師及び葛城市健康増進課等からの指導を仰ぎ、学校運営上とるべき感染症リスクを低減するための指針を示したガイドラインを改訂するものです。

本指針は、各県立学校における「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン（令和3年9月6日改訂）」に示された内容を受けて改訂したものであり、今後の状況等に応じて改訂・追加する場合がありますのでご留意ください。

1 感染拡大防止のための原則

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策として「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」がポイントであることを踏まえ、以下の取組を行います。

1. 発熱等の風邪の症状が見られる児童・生徒は自宅で休養させることを徹底します。
(この場合、欠席扱いにはなりません。)
2. 家庭と連携し、毎朝の検温及び健康観察を行います。(登校前に確認できなかった児童・生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。)
3. 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合は、当該児童・生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。
4. 手洗いや咳エチケットを徹底します。
5. 学校医、学校薬剤師及び葛城市健康増進課等と連携を密にし、教室やトイレなどのうち、多くの児童・生徒が手を触れる箇所(ドア、スイッチ、窓、手洗い場、トイレなど)は、塩素系の消毒薬や高濃度アルコール消毒薬を使用するなどして環境衛生を良好に保ちます。
6. 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心掛けるよう指導します。
7. 学校教育活動においては、児童・生徒及び教職員は常時マスクを着用することを原則として、特に、登下校時や給食の時間においてもマスクを外した状態での対面を徹底的に避けるよう指導します。ただし、夏季や活動内容により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が想定される場合はこれによらないこととし、この場合、換気や身体的距離の確保などの対策を徹底することとします。

(2) 集団感染リスクへの対応

「換気の悪い密閉空間」「多くの人が集まる密集場所」「間近での会話や発声をする密接場面」の3つの条件が同時に重なる場（三密）を徹底的に避けることを基本とし、以下の取組を行います。

【密閉の回避】

1. 可能な限り2方向の窓を同時に開けるなど、教室等のこまめな換気を実施します。
2. 扇風機や換気扇等を用いるなどして十分な換気に努めます。

【密集の回避】

1. 施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合は、できる限り距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより「3つの密」を避けるように努めます。

【密接の場面への対応】

1. 教育活動上、やむを得ず近距離での会話や発声等が必要な場合は、飛沫を飛ばさないよう、「マスクを装着する」「ティッシュ、ハンカチで口・鼻を覆う」「袖で口や鼻を覆う」などの咳エチケットを守るよう指導します。
2. 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと思われるときは、マスクを外すようにします。その際、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をします。

【濃厚接触の回避】

学校内の濃厚接触者が増えると、学校の一部又は全部で臨時休業を余儀なくされます。学校での教育活動が停止してしまうことのないように、以下のケースに該当しない生活を送るよう指導します。

- ・マスクの着用の有無に関係なく、1m以内に15分以上一緒にいる。
- ・マスクを外して会話をする。
- ・向かい合ったり、会話をしたりしながら飲食をする。
- ・密閉された空間に長時間一緒にいる。

(3) 重症化のリスクの高い児童・生徒等への対応について

医療的ケアを必要とする児童・生徒等や基礎疾患等がある児童・生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、学校での受け入れ体制も含め、学校医にも相談します。

2 学習指導に関すること

1. 可能な限り、机配置の工夫、集団活動を実施する際の配慮等、感染防止対策を講じつつ授業を進めます。
2. 各教科等の指導において、感染予防対策を講じても、なお感染の可能性が高い一部の実技指導等は、年間指導計画の順序を変更するなど工夫するとともに、以下に掲げるものなどの学習活動については、実施について慎重に検討します。

(例)

- ・児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等、近距離で一斉に大きな声で話す活動。
- ・体育における児童生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動。なお、体育館等で実施する場合は十分な換気を行います。
- ・本年度も昨年度と同様に、水泳を伴う活動は行いません。
- ・音楽においては、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、児童・生徒の間隔を十分とった隊形で行います。
- ・家庭科においては、当面の間、調理実習は実施しません。

3 学校行事等の実施について

1. 児童・生徒同士の対面式やその他の学校行事についても、感染拡大防止の措置や実施方法の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行います。
2. 入学式、卒業式、始業式、終業式等はこまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じます。
3. 修学旅行等、集団での移動・宿泊を伴う旅行的行事については、可能な限り感染防止策を講じることが前提に、訪問地の状況把握や、日程、交通手段及び宿泊施設等の検討を行い、適切に判断し、保護者の理解を得た上で実施の可否を検討します。検討の結果、修学旅行等の実施を取りやめる場合も、教育的意義や生徒の心情等を考慮し、可能な限り中止ではなく延期扱いとすることを検討します。

4 部活動に関すること

中学校の部活動については、当面の間、原則活動を中止します。ただし、公式試合等への参加及び公式試合に向けた短期間、短時間の練習については学校長了承のもと可能とします。

5 学校給食に関すること

給食の配食を行う児童・生徒及び教職員について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐などの症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等を毎日点検します。適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとるように努めます。

1. 配食の際は、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行います。
2. 児童・生徒等全員が食事の前に手洗いをするよう指導に努めます。また、会食にあたって、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をします。

6 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクを着用した上で行うよう指導します。

掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うよう指導します。

7 休み時間

休み時間中の児童・生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童・生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるように指導します。

原則マスクを着用し、会話をする際には一定程度の距離を保つこと、互いの体が接触するような遊びは行わないようにし、手洗いや咳エチケット等を指導します。

8 登下校

登下校時には原則マスクを着用し、以下のことに留意するようにします。

1. 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起これないようにします。
2. 集団下校を行う場合には、密接とならないようにします。

9 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童・生徒の状況を把握します。

1. 必要に応じてスクールカウンセラー等による支援を行います。
2. 感染者、濃厚接触者とその家族、本感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行います。

10 出欠席等について

(1) 出席停止等の扱いについて

1. 児童・生徒の感染が判明した場合、又は児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合には、当該児童・生徒に対し、出席停止とします。（濃厚接触者に特定された場合、出席停止期間の基準は、感染者と最後に接触をした日の翌日から起算して2週間とします。）
2. 児童・生徒や同居家族に発熱等の風邪の症状で欠席する場合は、出席停止とします。
なお、症状改善後の登校のタイミングについては、かかりつけ医や医療機関に相談してください。
3. 児童・生徒や家庭の方がPCR検査を受けることになった場合や、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合及び濃厚接触者に特定された場合には、速やかに学校に連絡してください。また、これらの場合は、児童・生徒の登校は控えてください。（欠席にはなりません。）
4. 出席停止とした場合、学習に著しい遅れが生じることのないよう、ご家庭と連携を取り必要な対応に努めます。
5. 新型コロナワクチンの接種後に発熱等の症状が見られ欠席する場合は、出席停止とします。

(2) 海外から帰国した児童・生徒への対応について

1. 帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象国・地域」に滞在歴がある児童・生徒または帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童・生徒は、2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校することとします。
2. これらの国や地域以外から帰国した児童・生徒についても、帰国後2週間は本人または保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請します。

11 教職員の健康管理について

1. 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に健康をチェックし、体温等を記入します。管理職は、毎日の健康チェックに関する記載内容を確認します。
2. 風邪の症状が見られるときには、決して無理せず自宅で休養させます。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意させます。
3. 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合は、保健所からの指示に従います。
4. 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようマスク等を装着します。
5. 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」（三密）を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底します。

12 臨時休業の実施について

クラスターの発生状況、患者の発生状況等によっては、学校医等と相談の上、一部又はすべての学校において休業措置を行う場合があります。

(1) 新型コロナウイルス感染症への感染等が判明した場合

1. 感染した児童・生徒及び濃厚接触者は出席停止とし、教職員は自宅待機とします。
2. 臨時休業の対象を、学級、学年、全校のいずれかとします。なお、学級、学年、全校の各単位における臨時休業の判断のめやすは以下のとおりとします。

【学級閉鎖】

・以下①から④のいずれかに該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

①同一の学級において複数の生徒等の感染が判明した場合

②同一の学級において感染が確認された生徒等が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する児童・生徒等が複数いる場合

③同一の学級において1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

④その他、設置者が必要と判断した場合

(※ただし、学校に2週間以上来ていない児童・生徒等の発症は除きます。)

【学年閉鎖】

・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

【学校全体の臨時休業】

・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

3. 保健所の業務が逼迫しており、学校が濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要になった際の対応

・濃厚接触者等の候補の考え方

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下の①又は②のいずれかに該当する児童・生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

・感染者と同居又は長時間の接触があった者

・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者

（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）

・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防対策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童・生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

(2) 学習指導に関すること

臨時休業を実施する場合は、家庭学習を課す等の必要な措置を行います。

(3) 登校日の設定について

長期間の臨時休業となった場合は、児童・生徒の学習状況の確認や生徒指導、児童・生徒の健康観察を適切に行う観点から、実態に応じて登校日を適切に設定することを考えます。